

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	51	56	△5	△ 8.9
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	51	56	△5	△ 8.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,053	1,121	△68	△ 6.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,053	1,121	△68	△ 6.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	247	251	△4
(内訳) 水源林造成事業	247	251	△4

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	350	360	△10
(財源) 財政投融资	51	56	△5
財政融資	51	56	△5
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	299	304	△5
一般会計出資金	98	108	△9
一般会計補助金	181	178	2
東日本大震災復興特別会計補助金	2	5	△3
その他	18	12	6

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

- ① 森林所有者自らが森林整備を行うことが困難な奥地水源地域で実施しており、その収益性は低いこと
 - ② 特に、水源涵養のための森林整備の受益は、河川の上流から都市を中心とした下流まで広範囲にわたること
- などから、民間での実施にはなじまず、公的主体により確実に実施していく必要があるため、森林研究・整備機構が実施しているものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

本事業の実施にあたっては、事業の透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の実施を図るため、事業評価の実施とともに学識経験者等第三者の意見を聞き、評価結果の公表を行っている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

本事業は、水源の涵養、国土の保全を図るため、森林所有者自らによる森林造成が困難な奥地水源地域で水源林の造成を行うものである。厳しい林業情勢の下、森林所有者による森林整備が一層困難となる中で、

- ① 森林所有者自らが森林整備を行うことが困難な奥地水源地域で実施しており、その収益性は低いこと
 - ② 特に、水源涵養のための森林整備の受益は、河川の上流から都市を中心とした下流まで広範囲にわたること
- などから、民間での実施にはなじまず、公的主体により確実に実施していく必要があるため、森林研究・整備機構が実施しているものである。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和元年度の水源林造成事業においては、着実に事業を実行し、財投融資枠57億円について全額実行しているところである。

また、これまでの実地監査結果等を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において、事業の実行に関することや、財政融資資金等の償還に関するシミュレーション結果について審議を行うことにより、償還確実性を確認するとともに、コスト削減の取組を実施しており、これを踏まえた要求を行っている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	29年度	30年度	元年度
運用残額	－億円	－億円	－億円
運用残率	－%	－%	－%

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」において、水素等の脱炭素化の取組を推進するなどとされており、水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化防止にも資する水源林造成事業を通じて、奥地水源地域における間伐等の森林整備を推進する。

○「経済財政運営と改革の基本方針2020」

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

2. 防災・減災、国土強靱化―激甚化・頻発化する災害への対応

激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務である。このため、防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を協力を推進する。

(略) 昨年の台風災害や令和2年7月豪雨も教訓に、(略) 森林整備(略)等を加速するとともに、気候変動による降雨量増大(略)等を踏まえた水害・土砂災害対策(略)として、(略)自然の持つ機能の活用(略)など、あらゆる関係者による流域全体での対策を実施する。

第3章 「新たな日常」の実現

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

パリ協定に基づく長期戦略^(※)に基づき、改定予定の地球温暖化対策計画を踏まえ、環境と成長の好循環を実現するため、水素等の脱炭素化の取組を推進する。

(※)「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和元年6月11日閣議決定)

○「成長戦略フォローアップ」

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

②エネルギーをめぐる課題への対応と今後のエネルギー戦略の在り方

「革新的環境イノベーション戦略」(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、世界のカーボンニュートラル、さらには、過去のストックベースでのCO2削減(ビヨンド・ゼロ)を可能とする革新的技術の2050年までの確立を目指し、(略)森林(略)によるCO2吸収(略)を行う。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構）

1. 政策的必要性

- 本事業は、水源を涵養する等の目的で、森林の造成を行う必要があるにもかかわらず、森林所有者が自助努力を行っても林業生産活動のみでは造成が進まない民有林において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が費用負担者となって、水源林を造成し、国民生活に不可欠な水資源の涵養、国土保全、地球温暖化防止等に資する事業である。
- 本事業は、国民生活に不可欠な水資源の安定的な確保、森林の有する国土・環境保全等の公益的機能の維持増進等のナショナルミニマムの達成を図り、国民生活上不可欠な社会資本の形成に資することを目的としている。
- なお、本事業の農林水産省の政策評価体系における位置付けは、以下のとおりである。

《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》

森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

《政策分野》

森林の有する多面的機能の発揮

2. 民業補完性

本事業は、水源の涵養、国土の保全を図るため、森林所有者自らによる森林造成が困難な奥地水源地域で水源林の造成を行うものである。厳しい林業情勢の下、森林所有者による森林整備が一層困難となる中で、

- ① 森林所有者自らが森林整備を行うことが困難な奥地水源地域で実施しており、その収益性は低いこと
- ② 特に、水源涵養のための森林整備の受益は、河川の上流から都市を中心とした下流まで広範囲にわたること

などから、民間での実施にはなじまず、公的主体により確実に実施していく必要があるため、森林研究・整備機構が実施しているものである。

3. 有効性

水源林造成事業は、昭和36年から開始し、これまでに全国で約48万ha(東京都と神奈川県を合わせた面積に相当)の水源林を造成している。これらによる水源涵養^{かん}効果は、年間約29億m³(東京都で使う約2年分の水量に相当)と推計されている。

事業実施による効果は、植栽面積40.5万ha(昭和36年度から平成13年度までに植栽した面積の合計(平成14年度以降の植栽林分は全額補助金により実施))について「林野公共事業における事業評価マニュアル」に基づく便益の計測を行った結果、便益の合計は約1兆6,495億円となっている。

便益について個別に分類すると以下のとおりである。

- | | | |
|---|------------------------|------------|
| ① | 水源涵養便益(洪水防止、流域貯水、水質浄化) | 10兆7,297億円 |
| ② | 山地保全便益(土砂流出防止、土砂崩壊防止) | 3兆6,743億円 |
| ③ | 環境保全便益(炭素固定) | 1兆0,775億円 |
| ④ | 木材生産便益(木材生産確保・増進) | 1,680億円 |

4. その他

昭和36年度から造成してきた約48万haの水源林は順調に生育していることから、主伐開始以降の伐採収入等により、財政融資資金借入金の償還に問題はない。

元年度決算に対する評価

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

1. 決算についての総合的な評価

- 造林木の販売にあたっては、一般競争入札による販売を行うなど積極的な販売に努めた。
- 当期総利益（439百万円）については、積立金として整理することとした。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産 1,081,655百万円
- 負債 111,233百万円
- 純資産 970,422百万円

(2) 費用・収益の状況

- 費用 2,215百万円
- 収益 2,654百万円